

神奈川県

令和5年度神奈川県ビジネスモデル転換事業費補助金

1 事業の内容

電気やガス等エネルギー価格や原材料価格の高騰等により、事業に影響を受けている中小企業者等が、脱炭素や適正な取引関係の構築などの取組を通じて、賃上げを含む新たな付加価値の創造を実現するため、県内の事業所で実施する既存事業から新事業（新たな商品の開発又は生産、新サービスの開発又は提供、商品の新たな生産方式又は販売方式の導入）への転換に要する費用の一部を補助する「令和5年度神奈川県ビジネスモデル転換事業費補助金」の公募を開始します。

公募期間	申請方法
令和5年4月1日（土）～令和5年5月31日（水）	郵送のみ（5月31日（水）消印有効）

※5月31日（消印有効）までに郵送された申請は全て受け付け、審査を行います（先着順ではありません。）。

※補助金の交付決定日から令和6年2月29日（木）までに実施した事業が補助の対象となります。

2 補助制度の概要

補助事業の内容	取組事例	補助率	補助上限額
新たな商品の開発又は生産、新サービスの開発又は提供、商品の新たな生産方式又は販売方式を導入する事業	自動車部品製造業を行っていたが、福祉介護用品製造に参入するための製造設備の導入など	補助対象経費の3/4以内	3,000万円 ※補助対象経費（税抜） 100万円以上が対象

※同一事業内容で他の補助金の交付を受ける場合、本補助金の交付を受ける事はできません。

3 補助対象者

県内の事業所で補助事業を実施する中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第2条第1項に規定する中小企業者、特定非営利活動法人、社団法人、財団法人。

※下記に該当する事業者は申請できません。詳しくは公募要領をご確認ください。

- 「令和2年度神奈川県中小企業・小規模企業再起促進事業費補助金」又は「令和3年度神奈川県中小企業・小規模企業感染症対策事業費補助金」のうち「ビジネスモデル転換事業」で補助金の交付（支払い）を受けた事業者。
- 「令和4年度神奈川県ビジネスモデル転換事業費補助金」で補助金の交付決定を受けた事業者（廃止事業者は除く。）。

4 補助対象経費

費目	必須	任意	補助対象経費の上限額※
①機械装置等費	◎		なし
②施設工事費	◎		なし
③ITサービス導入費		○	30万円
④広告宣伝費		○	10万円

※上限額は、「補助金交付申請額」ではなく、「補助対象経費（税抜）」の上限額です。

補助の対象となる事業は、交付決定日から令和6年2月29日(木)までに実施した事業です。

交付決定日以降に「発注・契約・登録・申込等」をし、補助事業の完了日(令和6年2月29日(木))までに「納品・工事完了等」及び「支払い」が完了したものが対象です。交付決定日より前に「発注・契約・登録・申込等」をした場合は、補助の対象となりません。また、令和6年3月1日(金)以降に「納品・工事完了等」又は「支払い」を行ったものも補助の対象となりませんので、十分ご注意ください。

5 主な補助要件 (その他の補助要件は、公募要領をご確認ください。)

- (1) エネルギー・原材料価格の高騰等による事業環境への影響を乗り越えるため、新たに取り組む事業であること
- (2) 補助対象となる事業を神奈川県内の事業所で実施すること
- (3) 営業許可等を受けている、又は補助事業実施までに許可等を取得する見込みがあること(行政の許可等が必要な業種の場合)
- (4) 神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号)第10条の規定に基づく措置を講ずる必要がないこと

6 採択審査における加点措置

エネルギー・原材料価格が高騰する中、大企業・中小企業を問わず、取引先事業者等との共存共栄を進めるため、新たなパートナーシップを構築する必要があります。

県では、多くの企業の皆様にこの『パートナーシップ構築宣言』の取組みに参加していただき、適正な取引を推進していくため、『パートナーシップ構築宣言』を行った事業者に対して、採択審査時に一定の加点を行うこととしました。

宣言の趣旨を理解し、是非この取組みへの参加をお願いします。

<パートナーシップ構築宣言ポータルサイト>

<https://www.biz-partnership.jp/index.html>

7 補助金の交付決定等

一定の審査基準に基づき審査内容の審査を行います。審査の結果、補助金の交付を決定した事業者には「交付決定通知書」、それ以外の事業者には「不交付決定通知書」を郵送します。

8 支払いまでの流れ

県から交付決定通知書が届いた後に、補助事業に着手(発注・契約・登録・申込等)し、事業の完了(納品・工事完了等及び支払い)後に所定の実績報告書類を提出していただきます。実績報告書類の提出期限は、令和6年3月8日(金)【消印有効】です。実績報告書類の審査により、適正に補助事業が行われたことを確認できた場合のみ、補助金を支払い(振込み)ます。なお、交付決定前の着手は認められません。

※その他、詳しくは、県ホームページ掲載の公募要領をご確認ください。

申請・問合せ先

神奈川県ビジネスモデル転換補助金班

〒231-0021 神奈川県横浜市中区日本大通7 日本大通7ビル 3階

受付時間：平日9時から12時まで／13時から17時まで

電話番号 070-1187-0338、070-1187-0348、070-1187-0435、070-1187-0382、070-1187-0464

ホームページ：https://www.pref.kanagawa.jp/docs/jf2/r5_tenkan.html